

令和7年度 附属小金井中学校 部活動の方針

学校における部活動の方針	東京学芸大学附属学校の運動部および文化部活動の方針に則り、本校の生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、運動部および文化部の活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。 <運動部> 健康な身体、すぐれた知性、豊かな情操のバランスがとれた「生きる力」を育むことを目指す。生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。 <文化部> 健康な身体、すぐれた知性、豊かな情操のバランスがとれた「生きる力」を育むことを目指す。生徒が、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。 <運動部と文化部に共通> ・ 生徒の自主的、自発的な意志により同好者が集まって活動は行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。 ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。 ・ 新型コロナウイルス等の感染症への対策を継続し、励行する。
適切な休養日等の設定方針	【休養日】 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える）。具体的には、下記のような条件のもとで行う。 ①生徒休業日の活動日数は、年間12日を目安とする。ただし、この日数には公式試合や発表会等は含めないものとする。 ②生徒休業日の部活動は、下記のような条件のもとで行うことを原則とする。 ・ 公式試合や発表会が10日以内に予定されているとき。 ・ 会議や行事等の関係で、その週の活動時間が著しく削減されたとき。 ③1ヶ月の中での休業日の活動は、2日間を目安とする（試合や発表会等は含めない）。 ④連続した土曜日・日曜日は原則として活動日としない。医療機関との関係から、土曜日を活動日として設定することが望ましい。 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。 ① 長期休業中の活動は、年間12日を目安とする。また試合や発表会等を除き、半日の活動が望ましい。

	【活動時間】 1 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 ・朝練習は、試合や発表会等の直前にもかかわらず、練習ができない場合に行うこととし、生徒の健康面に十分に配慮する。 【新型コロナウイルス等の感染症への対応】 1 感染症対策を引き続き十分に講じ、生徒の安全を最優先する。
設置されている部	<運動部> バスケットボール部（男・女） 卓球部 ハンドボール部 サッカー部 陸上競技部 水泳部 <文化部> 天文・科学部 軽音楽部 アート部 創作部 音楽部 技術・家庭科部 演劇部